

2017年1月19日

厚生労働省がん対策推進協議会長 門田守人様

がん対策推進協議会委員
(桜井、勢井、難波、馬上、若尾)

がん患者の社会的な問題について

【桜井】

【妊孕性】

- ・妊孕性への影響について、性別に関わらず、生殖可能な年齢にある全ての患者に対して情報を提供すること。また、必要に応じて専門家への連携を行うこと。
- ・妊孕性温存に関わる研究を推進すること。
- ・妊孕性温存に関わる経済支援策を実施すること(例:滋賀県の妊孕性温存に関わる助成制度を参考に)
- ・養子縁組など社会的に子を持つことに対する理解を促進させること。

【難波】小児・AYA 世代を中心とした生殖機能温存及び向上への配慮

- ・挙児希望のある患者の生殖機能が損なわれるケースが多いことに関する、社会への正しい理解の促進と啓発の推進を行うこと。
- ・性別に限らず、患者の生殖機能温存及び向上にむけた医療体制の整備と革新的医療技術の開発を推進。対象となる年齢を明確に定義し、そのリスクとベネフィットについて、医療者から対象者及び家族への説明の徹底と選択の支援を行うこと。
- ・拠点病院を中心に、高度生殖医療を行う医療機関との生殖医療機関連携ネットワーク構築し、関連する学会のガイドラインに基づいた技術提供及び情報連携を行う。また実施機関への公的助成を検討する。

【馬上】

- ・小児がん、希少がんの集約化に伴う、経済的負担、家族への負担に関して民間、自治体で行われている交通費、奨学金などの支援策について国などが推奨・啓発を行う。
- ・看病のために離職せざる負えない親がいることから、企業への看病への理解促進。再就職相談支援。
- ・治療の合併症により現在の障がい者認定から漏れる場合の相談・支援強化。小児がんは進行が早く福祉が間に合わないことがあることから、現行の障がい者施策、小児慢性特定疾患の手続きの迅速化。
- ・小児がんを罹患してから母子家庭なった親子に関しての実態調査や相談支援の強化。
- ・合併症をもち就労困難な小児がん患者に対して、就労するための情報提供と専門的就労訓練の場の創設。(小児がん拠点病院を中心に、各ブロック自治体、民間団体の障がい者等就労支援センターとも連携) 小児がん経験者の就労に関する偏見に対しての企業教育の推進。
- ・小児に関して、治療前、治療後の妊孕性に関する治療内容や専門病院について必ず治療前に患者家族に情報を伝えること。
- ・治療後の不妊治療については、出産率、高額な費用、出生前診断の内容、心理的ストレスや実際のがん患者の実績などを事前に十分に説明。特に小児、AYA 世代については拠点病院と専門施設との連携強化が必要。

【若尾】

- ・がん患者が自ら社会と隔離してしまうような現実を変えるため、事業主の協力を得て大人向けのがん教育を強力に推進する。一つの方法として、上意下達的な啓発ではなく、がんサバイバー等の協力を得て先方の環境に合わせた健康啓発が実現できるような仕組みづくりに導く。